

税務署から。

消費税確定申告書

提出は4月2日まで

◎個人事業者の方の消費税の確定申告が始まります

昭和六十二年中の課税売上高が三千万円を超える事業者の方(課税事業者といえます)は、

四月二日までに平成元年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出されるとともに、その消費税額を納付していただきますようお願いいたします。

①昭和六十二年中の課税売上高が五億円以下の課税事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。

②昭和六十二年中の課税売上高が五億円を超える課税事業者、簡易課税制度を選択しない事業者または還付を受けようとする事業者の方は、「消費税確定申告書(一般用)」を提出してください。

◎所得税及び消費税の納税は振替納税で

所得税及び消費税の納税の方

法に、振替納税の制度があります。これは銀行などの預金口座から振替によって納税するものです。この制度を利用すれば納税のための手数が少なくて済み、また、ついつつ納期限を忘れ滞納してしまうこともなく、たいへん便利ですので、利用をお勧めします。

新たに振替納税を希望される方は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

◎還付金の受け取りは口座振込で

申告により税金が還付される方は、還付金額の多少にかかわらず銀行など金融機関の預金口座への振り込みを利用できます。預金口座への振り込みを希望される方は、申告書下部の「還付される税金の受取場所」欄へ、振込先の金融機関名、預金の種類、口座番号を必ず記入してください。

なお、指定される預金口座は申告された本人の名義に限りですので、ご注意ください。

※詳しいことは、南国税務署総務課(☎3215)まで、お気軽にお尋ねください。

同和教育シリーズ

部落はいつ、だれが、なんのために

つくったのでしょうか③

豊臣秀吉による武士・農民・町人の切り離し政策は、封建体制を維持していくためのかなめとして、徳川家康に引き継がれ、さらに徹底されました。

一六〇〇(慶長五年)年「天下分け目」と言われた関ヶ原の合戦で、天下は徳川氏のものとなり、慶長八年、家康は征夷大将軍に任命され、江戸に幕府を開きました。

この時代を一言で言えば、すべてを「身分による統制」で厳しく支配したこと、富国強兵政策を推し進めたことです。

幕府は、將軍と関係の深い親藩・譜代大名を要所に置き、譜代大名を幕府の要職に起用する一方、外様大名は中央から遠い地域へ配置されました。

一六一五(元和元年)、幕府は「武家諸法度」を定めて、大名の婚姻や城の修築などは幕府の許可を得ること、また、大名は妻子を江戸に置いて、一年おきに参勤交代することを義務づけました。これは、妻子を人質にして大名たちの謀反を抑え、参勤交代に要する莫大な出費によって、諸大名の財力を弱めるためのものでした。

幕府は秀吉の「身分支配政策」をさらに徹底するために、土農工商と呼ばれる新しい身分制度をつくりました。身分の上下関係で、農民が職人・商人の上位に置かれたのは経済の基盤が農村にあり、当時の財政を担ったのは、農民の年貢であったからです。

このように幕府と藩によって天下を支配する政治の仕組みを徳川幕藩体制と言ひ、三代將軍家光のころ完成しました。

幕藩体制のもとでは、將軍は旗本と呼ばれる直属の家臣を多

「禁中並公家諸法度」を定め、自分を任命した朝廷に対しても政治への介入等を禁止する法度を出しました。

家康は、わずか二年で將軍職を子の秀忠に譲り、自ら「大御所」として権勢をふるひ、秀忠の後は孫の家光に継がせ、以後將軍職は徳川氏が世襲することを天下に示しました。

秀吉と家康は、よく比較対照されますが、両者の共通点として、秀吉は関白、太政大臣、家康は征夷大将軍の称号をもちつていられるように、朝廷の伝統的權威を巧妙に利用しながら、政治への介入をさせないようにしたことです。

しかし、これは名目だけのもので実生活では必ずしも高い身分と言えらるるものではありませんでした。

(つづく)